

税理士法人タクトコンサルティング 株式会社タクトコンサルティング Tel.03-5208-5400 Fax.03-5208-5490 URL. http://www.tactnet.com 2019年 12月 2日

No.811

美術品(重要文化財)を相続・売却した際の優遇措置について

【問】趣味で美術品の収集をしていますが、収集した 日本絵画のうち1点が重要文化財に指定されています。 具体的な評価額は不明ですが、他にも財産があり多額 の相続税が生じると考えています。相続税を金銭で納 付することができない場合には物納になると思います が、可能であればこの絵画は相続人に引き継いで貰い たいです。ただ、日常的な保存管理も必要であるため、 相続人には負担を掛けると思います。もし相続人が将 来的にこの絵画を相続することを了承しない場合には、 適切に引き継いでくれる第三者に売却することも考え ています。以上を踏まえ、相続の場合と譲渡の場合の 税制についてそれぞれ教えてください。

【回答】

1 相続の場合

(1) 美術品の評価について

相続(遺贈)により取得した財産の価額は、相続が 発生した時における時価になります。美術品について の時価の算定は、一般的に画廊やオークションハウス にて鑑定を行うこととなります。相続をした直後に相 続人等が売却した場合には、その売却価額を時価とす るケースもあります。

美術年鑑で記載されている価格は保存状態の良いも のを画廊等で販売するときの価格になります。したが って、必ずしも所有されている絵画の時価を表してい るものではありません。

なお美術品のなかでも「登録美術品」については、 相続人からの申請により文化庁長官がその登録美術品 の価格を評価し、その結果を通知します。

登録美術品制度とは、重要文化財や国宝、世界的に 優れた美術品を所有者の申請により、国が審査のうえ 登録し、登録した美術品を所有者から美術館に引渡し て公開することにより、国民が優れた美術品を鑑賞す る機会を拡大することを目的とした制度です。

(2) 納税資金の手当てができない場合

相続税は金銭による納付が原則ですが、それが困難 な場合、税務署長の許可を得て相続財産を物納するこ とができます。物納可能な財産は以下の通りです。数 字は物納に充てることができる財産の優先順位です。

- ①不動産、船舶、国債、地方債·上場株式等
- ②非上場株式等

美術品は③の動産に該当しますが、登録美術品につい ては、上記の順序に関わらず物納の許可を受けること ができます。ただ、相続が発生する前にこの美術品に ついて国から登録を受けておく必要があります(相法 41②、措法70の12①)。

(3)美術品についての相続税の納税猶予

物納により相続税の納付を行うことは可能ですが、 所有権を失うため相続人に美術品を引き継ぐことがで きません。そこで、「特定の美術品についての相続税の 納税猶予及び免除制度」を検討すべきでしょう。

この制度は、一定の条件を満たした美術館等に特定 美術品(重要文化財として指定された絵画等の動産、 登録有形文化財のうち一定のもの)を寄託(※)して いた被相続人に相続が発生した場合において、相続人 が寄託先美術館の設置者への寄託を継続するときは、 納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課 税価格(評価額)の80%に対応する相続税の納税が猶 予される制度です(措法70の6の7)。

(※)被相続人において以下の手続が必要となります。

- ・寄託先美術館の設置者と契約期間、美術品を適切に 公開する旨、基本的に所有者からの解約の申し入れが できない旨を記載した寄託契約を結んでいること
- ・寄託契約の内容等を記載した保存活用計画について 文化庁の認定を受けていること

2 譲渡の場合

個人が絵画を譲渡した場合には、譲渡による所得に ついて所得税が課税されます。事業所得・不動産所得・ 給与所得などと合算し、一般の累進税率を適用して税 額を計算する総合課税により計算が行われます。

ところで、美術品のなかでも重要文化財について第 三者に売却しようとするときは、事前に文化庁に「売 却の相手方」や「予定対価の額」等を申し出る必要が あります(文化財保護法46条)。これは文化財を適正 に保護する観点から、国に優先買取権が認められてい るためです。ただ最近では、無届けの売買が多く、個 人所有の重要文化財のほぼ半数の所在が確認できてい ないといわれています。

国が買い取る場合には、申出のあった予定対価の額 で買い取りを行いますが、国に譲渡した場合の譲渡所 得については、非課税とされています(措法40の2)。

(担当:青木喬)